

## 長浜市放置自転車等移動・保管公告

長浜市自転車等放置の防止に関する条例（平成18年長浜市条例第82号）第11条第2項の規定により、次のとおり自転車を移動し保管しましたので、同条例第12条第1項の規定により公告します。

令和8年6月22日

長浜市長 浅見 宣義

- |               |                                    |
|---------------|------------------------------------|
| 1 移動理由        | 市道上に放置されていたため                      |
| 2 移動区域        | 放置禁止区域外（長浜市曾根町地先）                  |
| 3 移動日         | 令和8年6月17日                          |
| 4 保管期間        | 公告の日から3か月                          |
| 5 保管場所        | 今川雪寒基地（長浜市今川町176番地1）               |
| 6 返還日時        | 業務日の午前9時から午後4時45分までの時間             |
| 7 返還手続        | 長浜市自転車等放置の防止に関する条例施行規則第6条及び第7条による  |
| 8 引取りのない場合の措置 | 長浜市自転車等放置の防止に関する条例第12条第4項による       |
| 9 連絡先         | 長浜市都市建設部道路河川課<br>電話番号 0749-65-6532 |

